

国家試験不要 第二級海上特殊無線技士養成課程【講習会】募集案内

2海特【令和5年度 名古屋 第2回】

弊社では、総務省東海総合通信局の認定を受けて、下記の養成課程【講習会】を公募にて実施いたします。
この講習会を修了された方の免許申請手続き・免許証のお渡しも弊社で実施いたします。

講習時間にすべて出席し、修了試験に合格されれば免許取得できます。

記

1. 養成課程【講習会】の実施期間・場所・募集定員

講義実施日： 令和5年7月16日(日)・17日(月:祝)

合計2日間です(時間割のすべての講義に出席が必要です)。

講義実施時間:7月16日(日) は9:20 集合 9:30 講義開始 18:20 終了

7月17日(月:祝)は9:20 集合 9:30 講義開始 17:30 修了試験開始

19:00 終了(早期退出可)(時間割詳細は、受付後ご案内致します)

実施場所： 愛知県名古屋市天白区植田西2-110-1 株式会社ベータテック

名古屋市営地下鉄鶴舞線「塩釜口」駅から徒歩8分 **※社有駐車場(無料)利用可。**

募集定員： 20名

講義時間数：【法規】8時間 【無線工学】5時間(規定による)

2. 受講資格

どなたでも受講いただけますが、次の条件がございます。

受講申込時に、次の①、②にいずれも該当しない方

①電波法に規定する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない方

②第二級海上特殊無線技士(当該資格)、又は 旧資格(特殊無線技士(無線電話甲))を既に取得されている方

3. 養成課程【講習会】の料金(1名様あたり)

受講料金(含:教科書・免許申請費用) 27,325 円(税込)

4. 養成課程【講習会】の受講にあたって

講習会は全時間、遅刻欠席なく出席いただくことが条件となります。どうしても遅刻欠席となってしまった場合は、不足分の補講(1時間単位)を受講していただきます。修了試験は、講習会の全授業時間を完全に受講した方でなければ、受験することができません。修了試験の実施場所は受講の場所と同じです。

5. この資格(第二級海上特殊無線技士)の資格活用例

船舶無線(国際VHFや漁業無線等)、海岸局の無線(同)や船舶レーダーなどの操作が可能です。
下記の①及び②が活用例です。

※アマチュア無線局の操作(アマチュア業務)はできません。

※この資格を取得すると、消防設備士の甲種の受験資格ができます。

第二級海上特殊無線技士で操作可能な設備等の例(次の①及び②の操作が可能です)

① レーダー級海上特殊無線技士で操作可能な設備の例

・船舶レーダーの技術操作… 船舶用の大型レーダー

・沿岸監視用レーダーの技術操作… 海上を航行する船舶の監視用レーダー

② 第二級海上特殊無線技士で操作可能な設備の例

・船舶局(国内通信)の操作… 沿岸漁船の船舶局、沿海を航行する内航船の船舶局 等
※国際 VHF の DSC 運用が可能です。

・海岸局(国内通信)の操作… 中短波帯(10W 以下)や 27MHz 帯・40MHz 帯の漁業用海岸局、
VHF を使用する小規模海岸局 等

海上特殊無線技士の操作可能例の比較 (○…操作可能 ×…操作不可)

第二級(2海特)・第三級(3海特)・レーダー級(レ海特) ※2海特・3海特は国内通信が可能

資格	国際 VHF 25W 機	国際 VHF 5W 機 DSC あり	国際 VHF 5W 機 DSC なし	レーダー 5kW 超 ※1	AIS ※2	漁業無線 27MHz 帯 海岸局	漁業無線 27MHz 帯 船舶局
2海特 当該資格	○	○	○	○	○Class A 及び簡易型	○	○
3海特	×	×	○船舶施設	×	○簡易型	×	○5W 以下 電話に限る
レ海特	×	×	×	○	○簡易型	×	×

※1 出力 5kW 未満の船舶レーダーの操作には無線従事者の資格は不要です。ただし、船舶レーダーのみの無線局の免許(無線航行移動局)は必要です。3海特の操作範囲は 5kW 以下の船舶レーダーです。

※2 AIS のうち、簡易型 AIS(AIS Class B)の操作には無線従事者資格は不要ですが、船舶局の無線局免許が必要です。

6. 【ご参考】第二級海上特殊無線技士の資格操作範囲について

「第二級海上特殊無線技士」の資格によって操作できるのは次の範囲です。

① 船舶に施設する無線設備(船舶地球局(電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。)及び航空局の無線設備を除く。)並びに海岸局及び船舶のための無線航行局の無線設備で次に掲げるものの国内通信のための通信操作(モールス符号による通信操作を除く。)

並びにこれらの無線設備(レーダー及び多重無線設備を除く。)の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作(3海特の範囲も操作できます。)

(イ) 空中線電力 10 ワット以下の無線設備で 1606.5 キロヘルツから 4000 キロヘルツまでの周

波数の電波を使用するもの

(ロ) 空中線電力 50 ワット以下の無線設備で 25010 キロヘルツ以上の周波数の電波を使用するもの

- ② レーダー級海上特殊無線技士の操作の範囲に属する操作(海岸局、船舶局及び船舶のための無線航行局のレーダーの外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作)

7. 【講習会】申込書及び送付先(弊社連絡先)

お申込は、WEB のリンクの申込フォームを開いていただき、ご入力くださいますようお願いいたします。

申込みフォーム https://www.b-tec.jp/cgi-bin/rikutoku/regist/2kaitoku_lecture_regist.html

※お申込みの際は、ご希望の講習日を間違いなく選択してください。

弊社でお申込みを確認後、受付後のご案内・時間割等を郵送させていただきます。

お問い合わせ)株式会社ベータテック 2 海特担当 宛 メール: 2kai@b-tec.jp
TEL:052-893-9935(平日 9:30~18:00) FAX:052-809-0206

弊社住所(講習会の実施場所)

〒468-0058

愛知県名古屋市天白区植田西 2-110-1 株式会社ベータテック



地図検索

以上